

【問い合わせ先】

警備救難部環境防災課（海洋汚染発生確認状況）

専門官 原 3591-6361（内線 3902）
3591-9819（直通）

警備救難部刑事課（海上環境法令違反）

専門官 野村 3591-6361（内線 5403）
3591-7946（直通）



平成 23 年 4 月 20 日
海 上 保 安 庁

平成 22 年の海洋汚染の現状について

～悪質な油類や廃棄物の不法排出等による海洋汚染が跡を絶たず～

1 海洋汚染の確認件数は 477 件（前年比 37 件減）

◆油類による汚染は 300 件で前年より 69 件減少しましたが、全体の約 6 割を占めています。

そのうち船舶からのビルジの排出等の故意による不法排出が 33 件となっています。

また、機器の取扱不注意等の過失による排出が 99 件で、前年に比べ 21 件減少していますが、原因別でみると依然として最も多くなっています。

◆廃棄物の不法投棄は 126 件で前年より 22 件増加し、全体の約 3 割を占めています。

これらの不法投棄のうち、漁業関係者による漁業系廃棄物の不法投棄の件数が前年に比べ倍増しています。

2 平成 22 年に送致した海上環境法令違反件数は 638 件（前年比 101 件減）

◆依然として処理費用等の経費削減を目的とする不法排出等が跡を絶たず

油類については、漁船等によるビルジの故意排出が 50 件、給油中における貨物船等からの過失による排出が 90 件であり、また、廃棄物については、船舶からの投棄が 33 件、陸上からの投棄が 135 件であり、主に漁業関係者による水産加工場等からの漁業系残さや不要漁具の不法投棄が多く、これら犯罪が依然として跡を絶たない状況です。

これらの現状を踏まえ、平成 23 年の重点項目は

「油類、廃棄物の不法排出等の防止」

とし、講習会の開催や訪船指導等を実施し、海事・漁業関係者、一般市民の意識の向上及び遵法精神の高揚を図ってまいります。

また、夜陰に乗じた油類、廃棄物の悪質な不法投棄事犯等について、巡視船艇・航空機及び陸上からの監視取締りを強化して、指導・取締りの両面から、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

*具体的な内容については、「海洋汚染の現状（平成 22 年 1 月～12 月）」をご参照下さい。



海洋汚染の現状

(平成22年1月~12月)



海上保安庁

警備救難部環境防災課・刑事課

目 次

はじめに

I 海洋汚染の発生確認状況

- 1 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（過去 10 年分） 1
- 2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成 22 年分） 2
- 3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（赤潮・青潮を除く）（平成 22 年分） . . . 3
- 4 海洋汚染の原因別発生確認件数（平成 22 年分） 3
- 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（平成 22 年分） 4
- 6 平成 22 年の海洋汚染発生確認状況の特徴 5

II 監視取締りの状況（送致件数）

- 1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移（過去 5 年分） 6
- 2 海防法違反の送致件数及び推移（過去 5 年分） 7

III 投棄船舶（廃船）の確認状況等（過去 5 年分） 8

IV 海洋汚染事例（平成 22 年分） 9

V 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況（平成 22 年分） 10

VI まとめ 11

★資料編

- 資料 1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移（過去 10 年分） 12
- 資料 2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移（過去 5 年分） 13
- 資料 3 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の
排出源別発生確認件数の推移（過去 5 年分） 14
- 資料 4 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の
原因別発生確認件数の推移（過去 5 年分） 15
- 資料 5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去 5 年分） 16
- 資料 6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去 5 年分） 16

はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質及び廃棄物等に関する海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海守や海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民の方々による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、海洋汚染の未然防止を図っています。

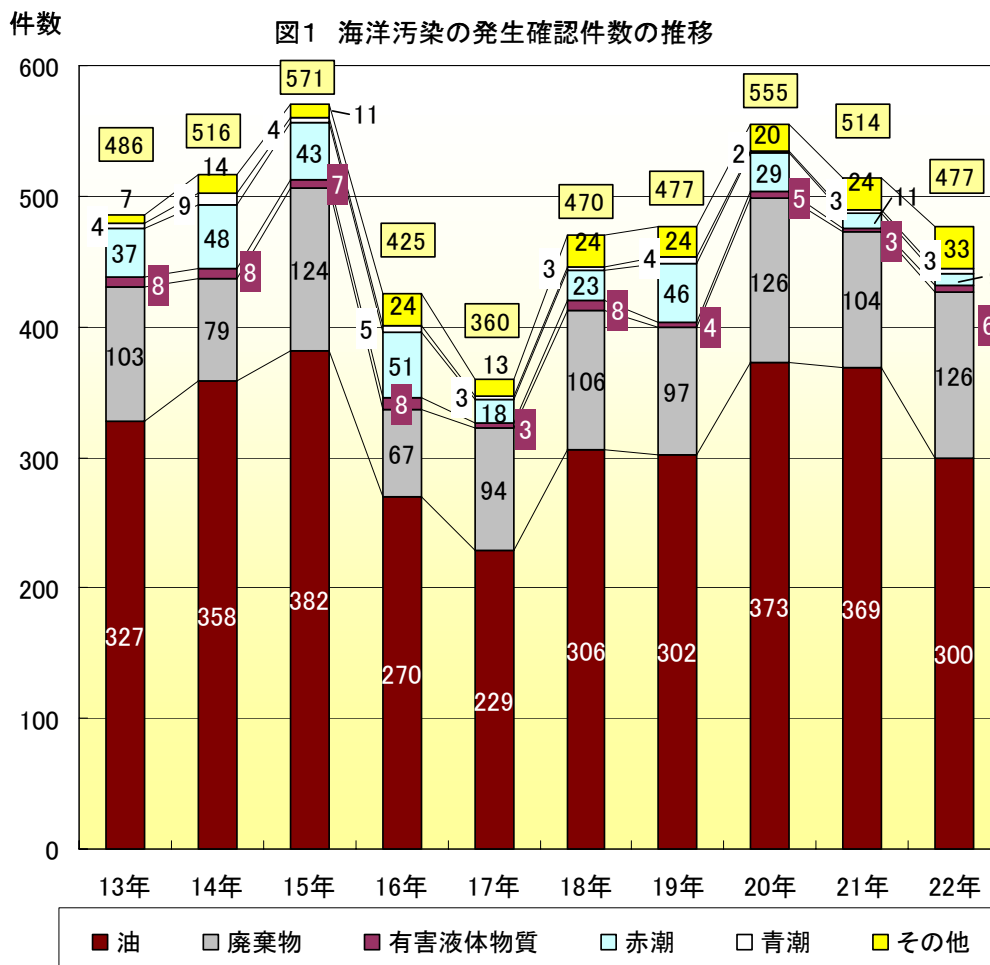
また、衝突や船舶火災等の海難に起因する油や有害液体物質等の排出事故等による被害の拡大を防止するための活動や海洋環境保全思想を普及させるための取組みを実施しています。平成22年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

I 海洋汚染の発生確認状況

1 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移 (P12、資料1参照)

平成22年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は477件で、前年(514件)に比べ37件減少しました。

これを汚染物質別に見ると、油による汚染が300件で前年(369件)に比べ69件減少、廃棄物による汚染が、126件で前年(104件)に比べ22件増加、有害液体物質による汚染が6件で前年(3件)に比べ3件増加、その他(工場排水等)による汚染が33件で前年(24件)に比べ9件増加、赤潮・青潮(うち青潮3件)による汚染が12件で前年(14件)に比べ2件減少しました。



2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (P13、資料2参照)

海域別では、瀬戸内海（大阪湾を除く）が80件（前年69件）と最も多く全体の約17%を占め、次いで北海道沿岸が78件（前年100件）、本州東岸76件（前年64件）と続いています。油による汚染も瀬戸内海沿岸（大阪湾を除く）が最も多く66件（前年60件）、次いで本州東岸が46件（前年47件）でした。

図2 海域別の海洋汚染発生確認件数(平成22年)

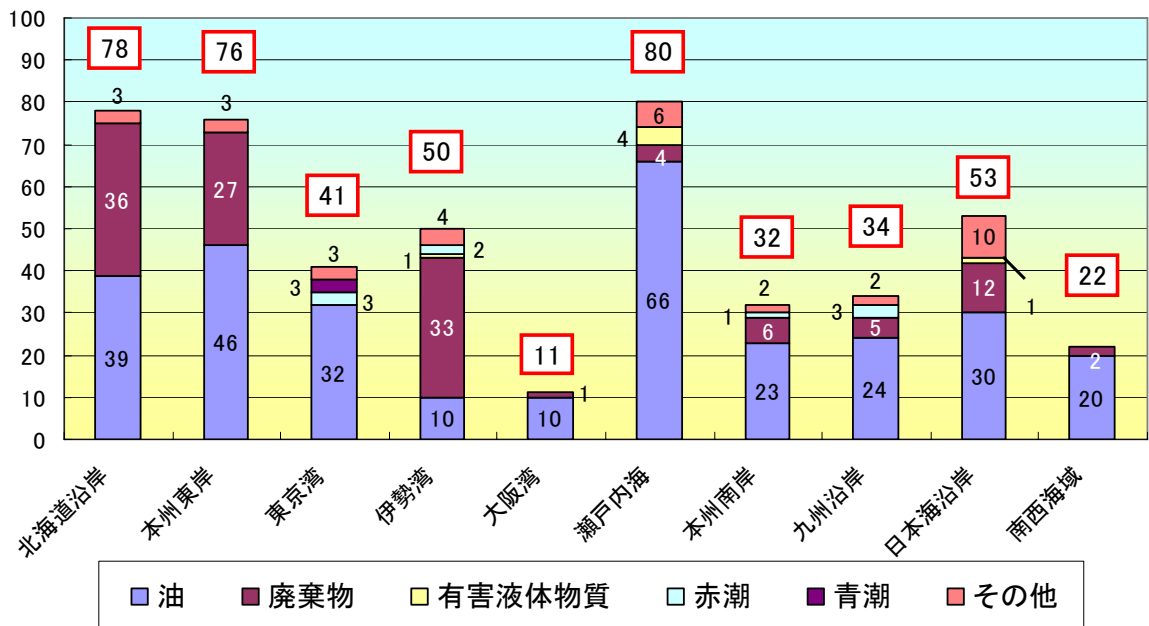
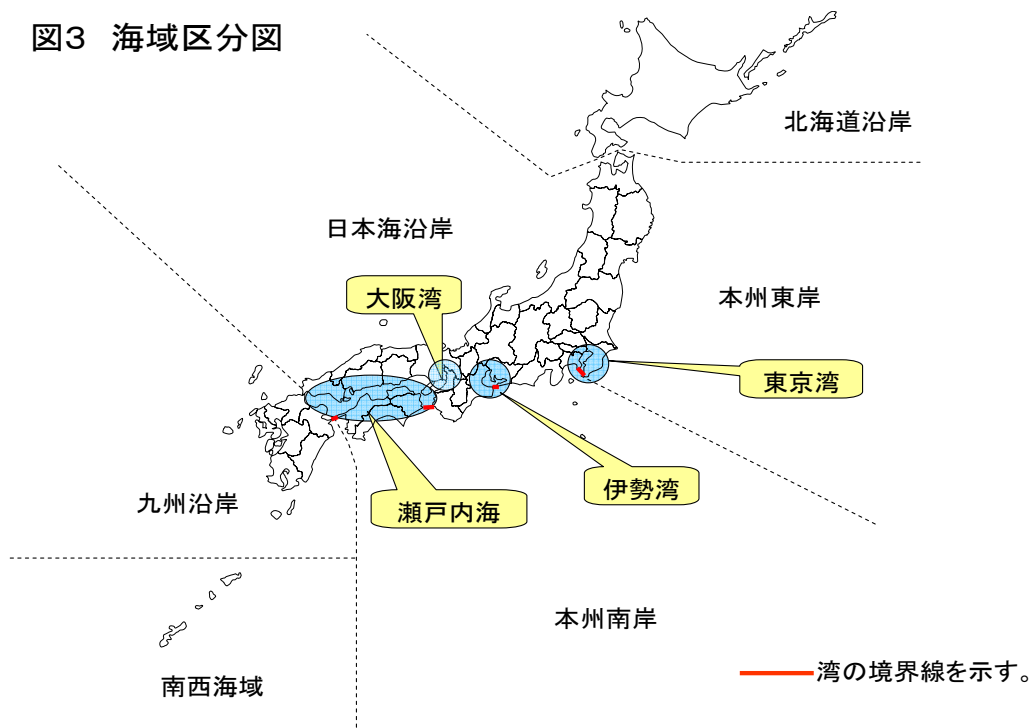


図3 海域区分図



3 海洋汚染の排出源別発生確認件数 (P14、資料3参照)

図4、5は、「船舶」、「陸上等」の排出源別の海洋汚染発生確認件数を表したものです(赤潮・青潮を除く)。毎年同様の傾向が見られ、油による汚染のうち船舶から排出されるものが202件(前年242件)67%と最も多く、油以外のものによる汚染では陸上からのものが最も多く80%で、そのうち廃棄物の不法投棄が108件(前年74件)と多数を占めています。

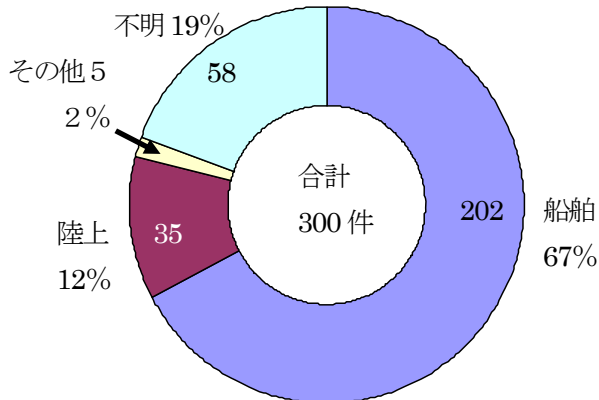


図4 油による汚染

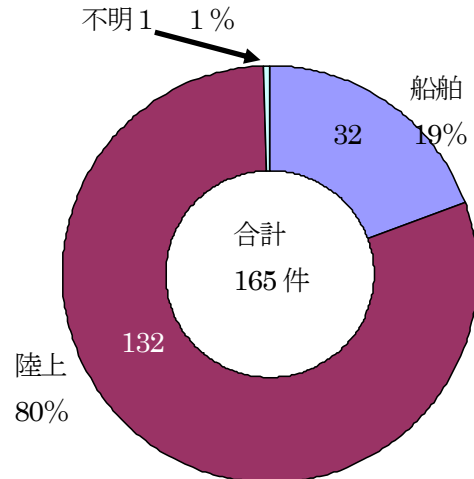


図5 油以外のものによる汚染

4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (P15、資料4参照)

図6、7は、海洋汚染の原因となる「故意」、「取扱不注意」等の海洋汚染発生確認件数を表したものです。油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが99件(前年120件)41%と最も多く、次いで、海難によるものが52件(前年47件)21%、破損等によるものが42件(前年37件)17%、故意によるものが33件(前年41件)14%と続いています。油以外のものによる汚染の原因では、故意によるものが140件(前年115件)と85%を占めています。

* 排出源が判明したのみを対象としている。

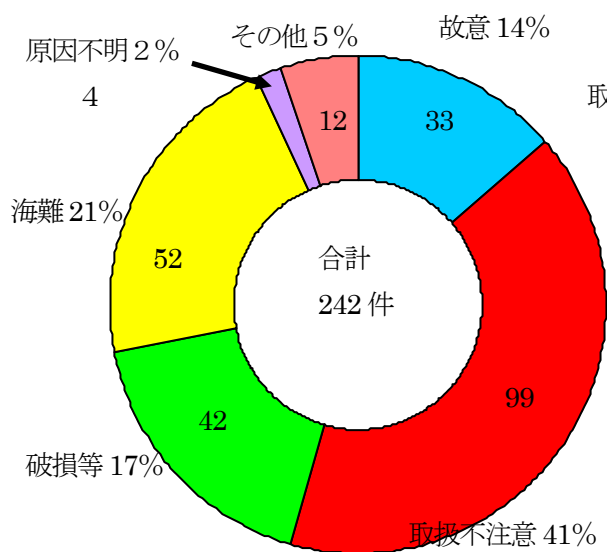


図6 油による汚染

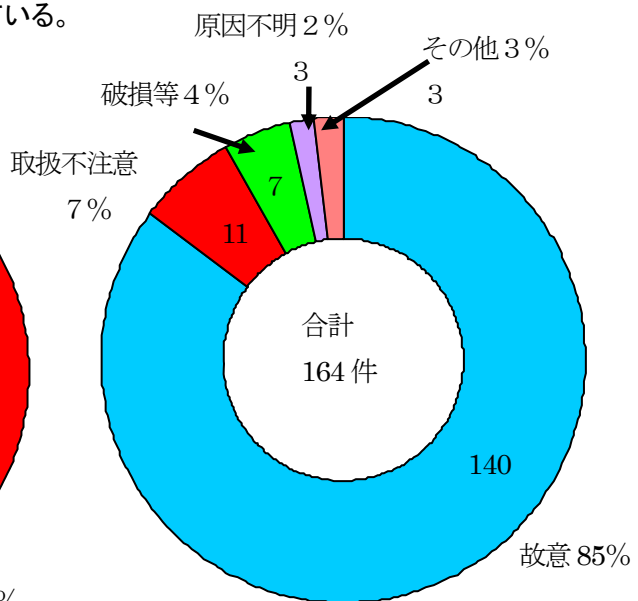


図7 油以外のものによる汚染

5 外国船舶による海洋汚染等の状況 (P16、資料5参照)

① 外国船舶による海洋汚染の発生確認件数

平成22年に海上保安庁が、我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生確認件数477件のうち、外国船舶によるものは37件(前年同)でした。このうち36件が油による汚染であり、海域別にみると、我が国領海内が28件(前年同)、領海外(排他的経済水域又は公海)が8件(前年6件)でした。

国籍別では、パナマが10件で最も多く、次いでロシアが5件でした。

原因別では、取扱不注意によるものが15件で全体の41%を占めています。また、船舶に起因する汚染は全体で234件(前年285件)であり、外国船舶の占める割合は16%(前年13%)でした。

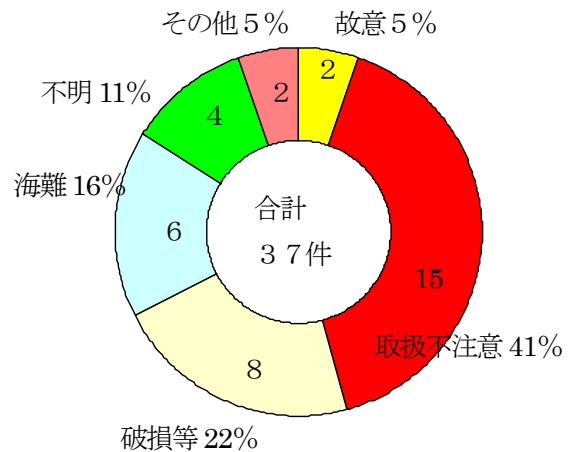


図8 外国船舶による原因別海洋汚染発生確認件数

② ボンド制度(担保金制度)適用件数

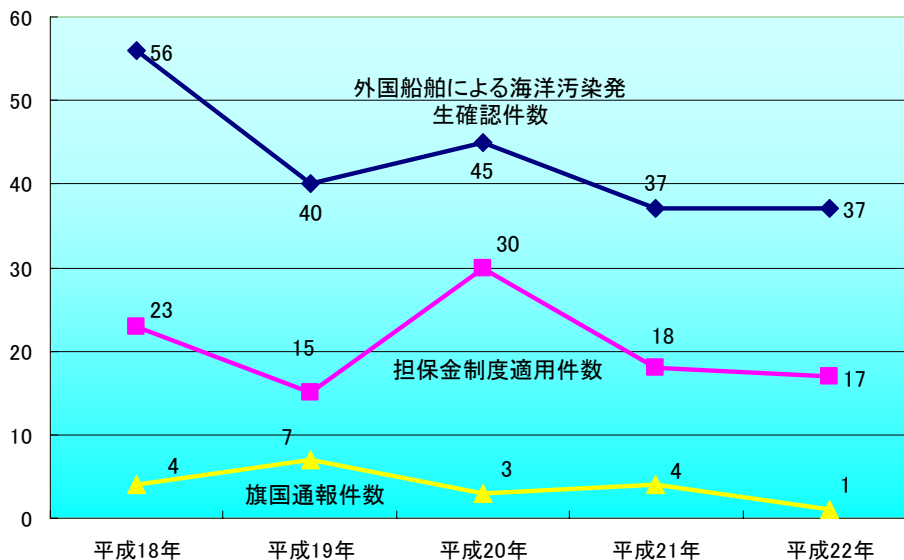
国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)を適用して取締りを行っており、また、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、ボンド制度(担保金制度)を適用しています。

平成22年に、外国船舶による海上環境事犯にボンド制度を適用したのは17件(前年18件)でした。これを海域別にみると、我が国領海内が14件(前年13件)、排他的経済水域が3件(前年5件)でした。また、国籍別では、パナマ8件、韓国3件、ロシア1件、中国1件、その他の国4件となっています。

③ 旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油の違法排出等については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用することとしています。(平成22年は、旗国通報1件)

図9 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移



6 平成 22 年の海洋汚染発生確認状況の特徴

平成 22 年における海洋汚染の発生確認件数（以下「汚染確認件数」という。）は、前年より 37 件減少しましたが、依然として海洋汚染は跡を絶たない状況にあります。このうち、油による汚染確認件数は前年比 69 件減と大きく減少しましたが、油以外のものによる汚染は 32 件増加しました。

油による汚染確認件数は大きく減少したものの、汚染確認総件数に占める割合は 6 割を超えており、汚染確認件数の中では依然として高い割合で推移しています。

油による汚染の原因は、故意による悪質なものが 33 件となっており、前年より 8 件減少していますが、依然として跡を絶たない状況です。

また、船舶の燃料搭載時のバルブ操作ミスやビルジポンプ操作ミスなどの取扱不注意によるものが 99 件となっています。これは日常において繰り返される作業において、作業を行う者の慣れから起こる注意力不足に起因するものと推察されます。

一方、廃棄物による汚染確認件数は 22 件増加しています。排出原因としては、そのほとんどが故意によるものであり、排出場所はその 8 割が陸上からの投棄です。船舶からの廃棄物の排出については減少傾向にありますが、陸上からの廃棄物の排出は増加しています。

廃棄物の排出形態として、一般市民による家庭ごみ等の投棄が約 4 割、漁業関係者による漁業系廃棄物の投棄も約 4 割を占めています。これは、一般市民及び漁業関係者の環境保全に対する意識が低いことが要因となっていると推察されます。

II 監視取締りの状況

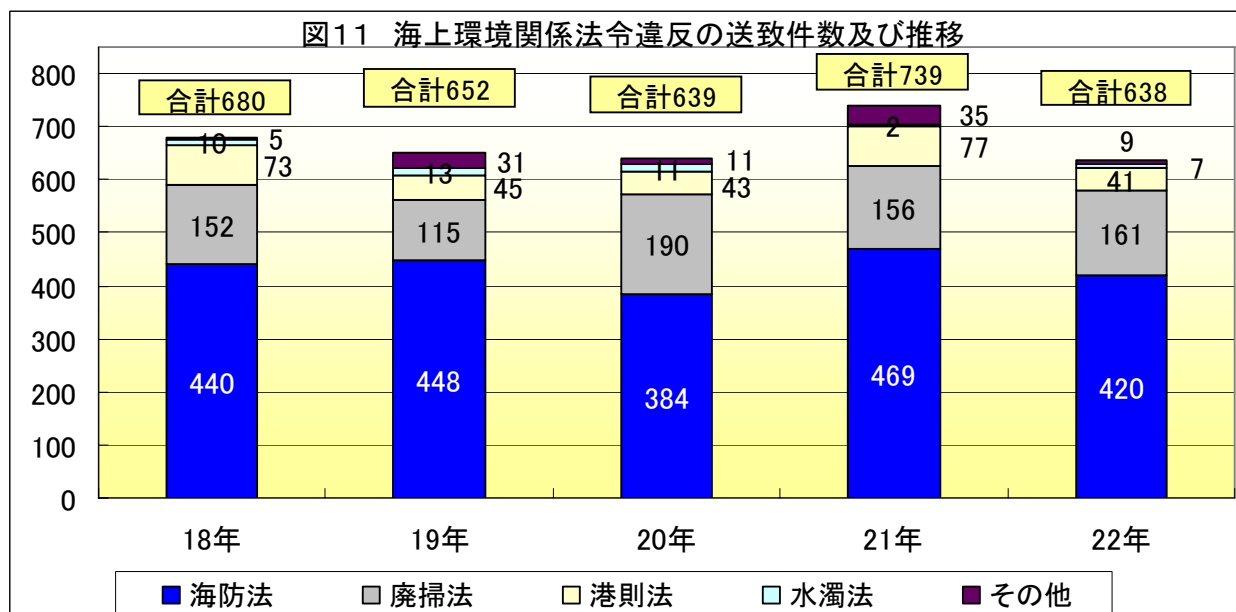
海上環境関係法令違反については、環境保全の意識が高まっているにもかかわらず、依然として適正な処理費用や設備の整備費用を惜しんでの船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄があとを絶たず、その形態も、夜陰にまぎれた油等の不法排出や廃棄物の不法投棄、廃船にあつては船名・船舶番号等を隠匿するなど、悪質・巧妙なケースが見受けられます。

1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

平成 22 年に送致した海上環境関係法令違反件数は、638 件で、前年（739 件）に比べ 101 件（約 14%）減少しました。

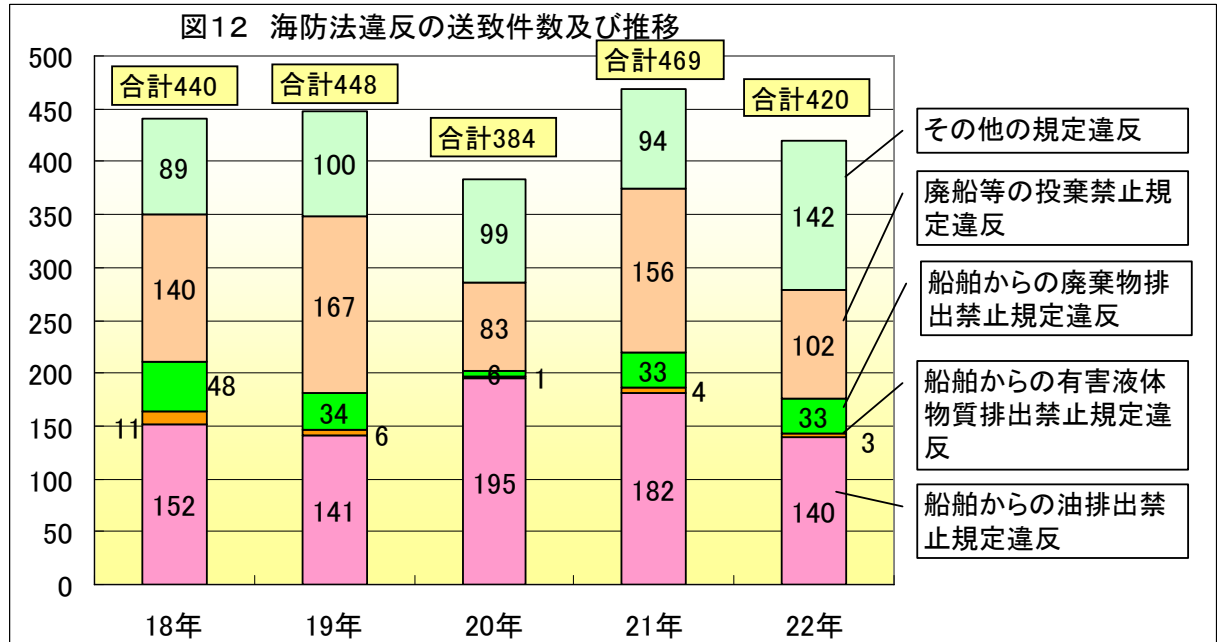
送致件数を法令別にみると、海防法違反が 420 件（約 66%）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）違反が 161 件（約 25%）、「港則法」違反が 41 件（約 6%）、「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）違反が 7 件（約 1%）等となっています。

このうち廃棄物の投棄事犯は 168 件で、海防法違反の船舶からの投棄が 33 件（前年比 2 件増）、廃掃法違反の陸上からの投棄が 135 件（同 12 件増）となっています。



2 海防法違反の送致件数及び推移

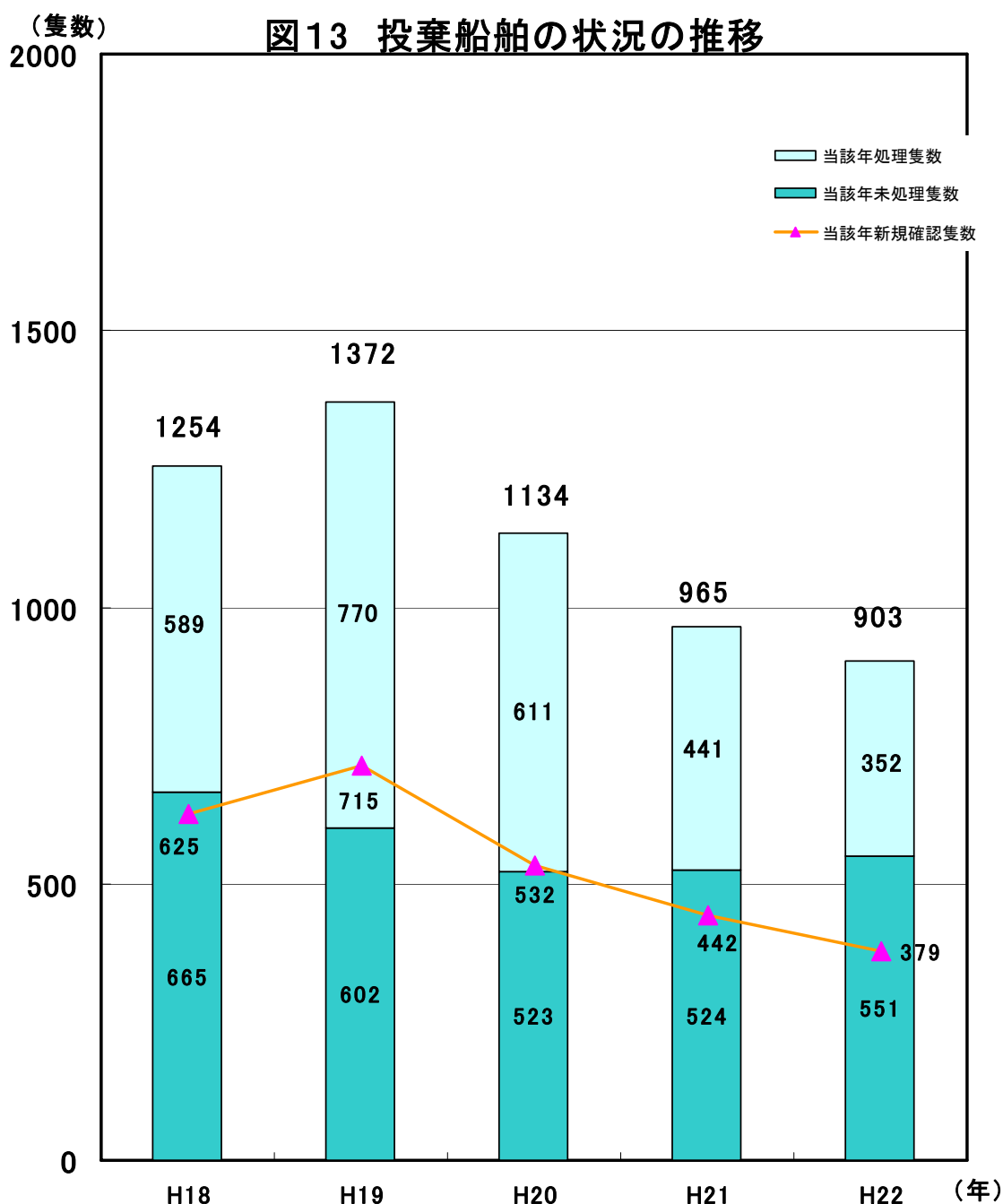
海防法違反の送致件数内訳を見ると、船舶からの油の不法排出が最も多く140件(約33%)となっています。このうち、故意による油の排出が50件(前年比12件減)、過失による油の排出が90件(同30件減)、その他の違反が280件(同7件減)でした。また、プレジャーボート等小型船舶の不法投棄等も依然として跡を絶たず、船舶の不法投棄は102件(約24%)となっています。



Ⅲ 投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成22年に確認している投棄船舶（廃船）は、903隻（うち平成22年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は379隻）で、このうち処理された船舶は、全体の約39%にあたる352隻（うち新規確認船舶282隻）、未処理の船舶は551隻（うち新規確認船舶97隻）となっています。また、新規確認船舶379隻は前年の442隻に比べ63隻減少しています（対前年比 約-14%）。

一方、海上保安庁は、上記903隻の内390隻（うち新規確認船舶70隻）に対して「廃船指導票の貼付による指導を行い、このうち79隻（うち新規確認船舶51隻）が処理されました。



注1 投棄船舶とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の状態であると海上保安庁が認めた船舶を言う。

注2 海難による放置船舶（乗揚げ又は沈没等の海難に遭遇した船舶のうち、海岸線付近又は海底に放置されているもの。）は含まない。

IV 海洋汚染事例

平成22年における海洋汚染の事例を紹介します。

1は、海難による事故ではありますが、結果として、沖縄の美しい海を油で汚染したもので、海上環境に影響を与えた事例です。

2と3は、処理設備への整備費用を惜しむなどして違法に廃棄したもので、悪質かつ環境に与える影響極めて大、絶対に許すことのできない事例です。

1 沖縄県金武中城港パナマ籍タンカー油流出海難

平成22年10月24日午後4時24分頃、沖縄県金武中城港において、パナマ船「PACIFIC POLARIS」（船種タンカー 総トン数28,799トン 乗組員24名）が着岸作業中に岸壁と接触し、船体に破口が生じました。その際、当該船舶に搭載された燃料油（C重油）が海上へ流出したことから、海上保安庁では、巡視船艇、航空機、機動防除隊を出動させ、防除作業等を実施しました。



2 基準を越す廃液を流した疑いで会社社長を逮捕

平成22年5月、千葉海上保安部は、最大で、排出基準の180倍の鉛や排出基準の3倍のカドミウム等を含む工場廃液を東京湾に流したとして、蓄電池廃棄処理会社社長を水質汚濁防止法違反の容疑で逮捕したほか、同社排水処理施設の管理責任者を検挙しました。なお、同施設は自治体から操業停止1ヶ月の処分と施設改善命令を受け、約3000万円を投じて施設改善をおこなっています。

3 海岸廃棄物不法投棄関係者2名を検挙

平成22年7月、上越海上保安署は、平成22年4月末から6月末にかけて、海水浴場の清掃業務で発生した一般廃棄物である流木、プラスチック製容器など計約18トンを海岸に穴を掘って違法に投棄していた清掃業者等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で検挙しました。投棄された廃棄物については、被疑者両名により撤去、適正に廃棄され、現状回復がなされました。



V 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染の大半が人為的要因により発生しているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚、法令の励行が必要不可欠です。

このため、海上保安庁では、海事・漁業関係者や一般市民等を対象とした海洋環境保全講習会やボランティアとの連携活動等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

平成22年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	100回(4,940名)
訪船指導	2,293隻
訪問指導	985か所
海洋環境保全教室	257回(15,924名)

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

1 海洋環境保全講習会の実施

海上保安庁では、全国の臨海地域の事業者や海事・漁業関係者に対し、海洋環境保全の必要性や海洋汚染の現状についての講習会を開催し、海洋汚染防止のための留意事項等について指導を行うと共に、法令遵守に関する啓発活動を実施しています。



2 訪船指導の実施

今年度の指導重点項目である油の排出の防止を図るため、特に給油中の排出事故が多いことから、タンカーや漁船等を対象として、地元関係機関と連携した在港船に対する積極的訪船指導を実施し、海洋汚染防止のための留意事項等について指導を行っています。



3 関係行政機関及びボランティアとの連携活動

関係行政機関及び海上保安協力員(*)等のボランティアと連携した活動として、全国において、環境保全思想の普及・啓発活動の一環とした海岸漂着ゴミ分類調査等を実施しました。

*海上保安協力員

(財)海上保安協会が、海上防犯及び海洋環境保全思想の普及啓発等を行い、海上犯罪が発生しにくい環境の醸成、海洋環境保全の推進を図ることを目的として開始した「海上保安の活動推進」事業において活動するボランティア



VI まとめ

当庁においては、これまで様々な海洋環境保全指導・啓発活動を行い国民の海洋環境保全にかかる法令遵守の意識の高揚を図ってきたところですが、依然として処理費用等の経費削減を目的とする不法排出等が跡を絶ちません。

今後も海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、平成22年の海洋汚染の現状を踏まえ、「油類、廃棄物の不法排出等による海洋汚染の防止」を重点指導項目と定め、海洋環境保全講習会の開催及び訪船指導等の指導・啓発活動により海事・漁業関係者、一般市民の海洋環境保全にかかる遵法精神の高揚を図るとともに、夜陰に乗じた油類、廃棄物の悪質な不法投棄事犯等について、巡視船艇・航空機及び陸上からの監視取締りを強化して、指導・取締りの両面から、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

資料1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移(過去10年分)

		油	廃棄物	有害液体 物質	赤潮	青潮	その他	合計	前年比
13年	件数	327	103	8	37	4	7	486	80%
	割合	67%	21%	2%	8%	1%	1%		
14年	件数	358	79	8	48	9	14	516	106%
	割合	69%	15%	2%	9%	2%	3%		
15年	件数	382	124	7	43	4	11	571	111%
	割合	67%	22%	1%	8%	1%	2%		
16年	件数	270	67	8	51	5	24	425	74%
	割合	64%	16%	2%	12%	1%	6%		
17年	件数	229	94	3	18	3	13	360	85%
	割合	64%	26%	1%	5%	1%	4%		
18年	件数	306	106	8	23	3	24	470	131%
	割合	65%	23%	2%	5%	1%	5%		
19年	件数	302	97	4	46	4	24	477	101%
	割合	63%	20%	1%	10%	1%	5%		
20年	件数	373	126	5	29	2	20	555	116%
	割合	67%	23%	1%	5%	0.4%	3.6%		
21年	件数	369	104	3	11	3	24	514	93%
	割合	72%	20%	1%	2%	0.6%	4.7%		
22年	件数	300	126	6	9	3	33	477	93%
	割合	63%	26%	1%	2%	0.6%	6.9%		

資料2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移(過去5年分)

(単位:件)

年	種 類	海 域										合 計	
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	大 瀬 戸 内 海 除 く 大 阪 湾	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域		
18	油	34	32	66	11	17	41	30	35	28	12	306	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	1	1	2	3	0	0	0	1	8
		廃棄物	28	16	2	16	1	15	3	8	15	2	106
		その他	0	1	5	7	0	3	3	3	2	0	24
		小計	28	17	8	24	3	21	6	11	17	3	138
	赤潮	1	1	0	0	0	3	9	1	8	0	23	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
計	63	50	77	35	20	65	45	47	53	15	470		
19	油	53	31	55	9	11	62	16	32	16	17	302	
	油 以 外	有害液体物質	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	4
		廃棄物	13	13	3	32	3	4	2	23	3	1	97
		その他	4	4	5	2	1	4	1	1	2	0	24
		小計	17	18	9	34	4	10	3	24	5	1	125
	赤潮	0	5	3	8	1	0	8	1	20	0	46	
	青潮	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
計	70	54	71	51	16	72	27	57	41	18	477		
20	油	55	48	48	24	19	63	30	32	27	27	373	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	5
		廃棄物	20	11	1	39	4	5	24	11	11	0	126
		その他	4	1	3	4	1	5	0	0	2	0	20
		小計	24	12	4	44	5	13	25	11	13	0	151
	赤潮	0	5	2	1	0	4	7	1	1	0	21	
	青潮	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10	
計	79	65	64	69	24	80	62	44	41	27	555		
21	油	66	47	59	19	4	60	30	48	23	13	369	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
		廃棄物	26	16	2	23	3	2	9	7	15	1	104
		その他	8	1	2	0	0	4	0	9	0	0	24
		小計	34	17	4	23	3	8	10	16	15	1	131
	赤潮	0	0	3	4	0	1	0	1	2	0	11	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
計	100	64	69	46	7	69	40	65	40	14	514		
22	油	39	46	32	10	10	66	23	24	30	20	300	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	6
		廃棄物	36	27	0	33	1	4	6	5	12	2	126
		その他	3	3	3	4	0	6	2	2	10	0	33
		小計	39	30	3	38	1	14	8	7	23	2	165
	赤潮	0	0	3	2	0	0	1	3	0	0	9	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
計	78	76	41	50	11	80	32	34	53	22	477		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の排出源別発生確認件数の推移
(過去5年分)

(単位:件)

年	種類	排出源	判 明										不 明	合 計	
			船					陸 上							
			貨物船	タンカー	漁船	その他	小計	事業者	漁業関係者	その他	小計	その他			計
18	油		59	24	71	56	210	17	0	15	32	4	246	60	306
	油以外	有害液体物質	1	5	0	0	6	1	0	1	2	0	8	0	8
		廃棄物	3	1	26	1	31	8	21	41	70	5	106	0	106
		その他	0	6	1	1	8	8	0	5	13	3	24	0	24
		小計	4	12	27	2	45	17	21	47	85	8	138	0	138
計		63	36	98	58	255	34	21	62	117	12	384	60	444	
19	油		57	17	75	59	208	15	6	9	30	8	246	56	302
	油以外	有害液体物質	0	2	0	0	2	3	0	0	2	0	4	0	4
		廃棄物	3	0	24	2	29	7	16	40	63	3	95	2	97
		その他	0	0	1	3	4	0	2	15	17	2	23	1	24
		小計	3	2	25	5	35	10	18	55	82	5	122	3	125
計		60	19	100	64	243	25	24	64	112	13	368	59	427	
20	油		58	22	91	94	265	12	3	16	31	12	308	65	373
	油以外	有害液体物質	0	2	0	0	2	3	0	0	3	0	5	0	5
		廃棄物	1	1	7	1	10	13	42	49	104	12	126	0	126
		その他	3	0	0	3	6	3	2	6	11	2	19	1	20
		小計	4	3	7	4	18	19	44	55	118	14	150	1	151
計		62	25	98	98	283	31	47	71	149	26	458	66	524	
21	油		41	30	82	89	242	10	3	21	34	6	282	87	369
	油以外	有害液体物質	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
		廃棄物	7	0	17	4	28	17	18	39	74	1	103	1	104
		その他	12	0	0	0	12	6	0	2	8	1	21	3	24
		小計	19	3	17	4	43	23	18	41	82	2	127	4	131
計		60	33	99	93	285	33	21	62	116	8	409	91	500	
22	油		38	27	76	61	202	15	0	20	35	5	242	58	300
	油以外	有害液体物質	0	3	0	0	3	3	0	0	3	0	6	0	6
		廃棄物	2	0	14	2	18	14	42	52	108	0	126	0	126
		その他	2	0	2	7	11	9	2	9	21	0	32	1	33
		小計	4	3	16	9	32	26	44	61	132	0	164	1	165
計		42	30	92	70	234	41	44	81	167	5	406	59	465	

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料4 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の原因別発生確認件数の推移
(過去5年分)

(単位:件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損	海難	その他	原因不明	合計
	種類								
18	油		18	142	26	39	13	8	246
	油以外	有害液体物質	2	3	2	1	0	0	8
		廃棄物	105	0	0	0	1	0	106
		その他	17	4	0	0	1	2	24
		小計	124	7	2	1	2	2	138
	計		142	149	28	40	15	10	384
19	油		27	137	26	39	10	7	246
	油以外	有害液体物質	1	3	0	0	0	0	4
		廃棄物	91	2	0	0	1	1	95
		その他	12	4	4	0	3	0	23
		小計	104	9	4	0	4	1	122
	計		131	146	30	39	14	8	368
20	油		45	150	34	47	14	18	308
	油以外	有害液体物質	1	3	1	0	0	0	5
		廃棄物	124	0	0	0	1	1	126
		その他	8	7	2	0	2	0	19
		小計	133	10	3	0	3	1	150
	計		178	160	37	47	17	19	458
21	油		41	120	37	47	31	6	282
	油以外	有害液体物質	1	1	0	1	0	0	3
		廃棄物	102	0	0	0	1	0	103
		その他	12	3	2	0	3	1	21
		小計	115	4	2	1	4	1	127
	計		156	124	39	48	35	7	409
22	油		33	99	42	52	12	4	242
	油以外	有害液体物質	0	2	3	0	1	0	6
		廃棄物	125	1	0	0	0	0	126
		その他	15	8	4	0	2	3	32
		小計	140	11	7	0	3	3	164
	計		173	110	49	52	15	7	406

(注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
2. 油以外欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去5年分）

単位(件)

			18年	19年	20年	21年	22年
海発 洋生 確認 汚染 件 の 数	油による汚染	日本の領海内	46	33	33	28	28
		日本の領海外	7	5	12	6	8
		小計	53	38	45	34	36
	油以外のものによる汚染		3	2	0	3	1
	合計		56	40	45	37	37
	(船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合)		(22%)	(16%)	(16%)	(13%)	(16%)
	担保金制度適用件数		23	15	30	18	17
旗国通報件数		4	7	3	4	1	

資料6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去5年分）

単位(件)

令名	区分	違反事項					
			18年	19年	20年	21年	22年
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反		152	141	195	182	140
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反		11	6	1	4	3
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反		48	34	6	33	33
	廃船等の投棄禁止規定違反		140	167	83	156	102
	その他の規定違反		89	100	99	94	142
	小計		440	448	384	469	420
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等		139	98	177	124	139
	廃棄物の焼却禁止規定違反		13	17	13	32	22
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等		10	13	11	2	7
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等		73	45	43	77	41
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等		5	31	11	35	9
合計			680	652	639	739	638